

## 荒見自治会会則

### (目的)

第1条 住民の福祉増進のための必要な事業を行うとともに、町内会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (名称および事務所)

第2条 本会の名称および事務所は次の通りとする。

- (1) 名 称 荒見自治会
- (2) 事務所 荒見自治会館内に置く。(守山市荒見町404番地)
  - ① (但し、便宜上自治会長宅に置くことができる)

### (事業)

第3条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 環境整備に関する事。
- (2) 保健衛生に関する事。
- (3) 福祉・人権擁護に関する事。
- (4) 防犯・防災に関する事。
- (5) 青少年育成に関する事。
- (6) その他目的達成に関する事。

### (会員)

第4条 会員は荒見町に居住する住民票の有する個人を言い、すべて平等の権利と義務を負うものとする。

### (会費)

第5条

- (1) 会員は世帯ごとに定められた会費を所定の期日までに納入しなければならない。
- (2) 会費の金額については総会の議決により決定するものとし、納入義務の確定した会費は特別の場合を除き免除しない。但し、特別な事情により考慮する必要があると思われる場合には役員会で決定する。
- (3) 既納の会費はこれを返還しない。
- (4) やむを得ない理由により必要が生じたときは、総会の承認を得て臨時に徴収することができる。

(自治会役員選挙権・議決権)

第6条 会員は一世帯あたり一票の役員選挙権及び議決権を有するものとする。

(役員構成)

第7条 本会には次の役職を置く。

(1) 本会の本部役員は次の通りとする。

- ① 自治会長 1名
- ② 副自治会長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 総務 1名
- ⑤ 健康福祉部長 1名
- ⑥ 環境防災部長 1名

(2) 本会に監査委員2名を置く。

(3) 本会の運営を円滑に推進するために各班に班当番を置く。

(4) 前任の自治会長は、顧問として自治会長から相談に乗る。

(5) 令和6年度からは、特別顧問として三役に参画する。

(役員選出)

第8条

役員選考規定による。

(1) 役員に欠員が生じた場合には自治会長の選任とする。

(2) 監査委員は自治会長が選任する。

(3) 防災防犯班長と防災防犯副班長は、自治会長が選任する。

(役員任期)

第9条

(1) 本部役員ならびに監査委員の任期は4月1日より翌々年の3月31日までの2年間を原則とする。ただし再任は本人の意思を最優先にする。本部役員は二期すれば、その役の再任を免除することができる。

(2) 役員に欠員が生じた場合の補欠役員は、前任者の残存期間とする。

(3) 班当番は3箇月持ち回りとする。

(4) 月当番及び防犯当番は1箇月持ち回りとする。

(役員職務)

第10条

(1) 自治会長は自治会を代表し、自治会運営と業務全般を統括する。

- (2) 副自治会長は自治会長を補佐する。自治会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を行う。
- (4) 総務は事務全般を行う。
- (5) 健康福祉部長は健康福祉部会を統括する。
- (6) 監査委員は事業ならびに会計の執行状況を監査し、総会において報告する。
- (7) 班当番・月当番及び防犯当番は自治会業務に協力する。
- (8) その他役員会が必要と認めた役員

(役員会)

第 11 条 役員会は、自治会長・副自治会長・会計・総務・健康福祉部長の 5 名で構成する。ただし、必要に応じて会員の出席を求めることができる。

(総会)

第 12 条 本会の総会は一世帯一人の会員をもって構成する。

(総会の種類)

第 13 条 本会の総会はずぎのとおりとする。

- (1) 通常総会は役員会が必要と認めた事項とし、開催する。
- (2) 臨時総会は次に掲げる場合に自治会長が招集し、開催する。
  - ① 自治会長が必要と認めた時。
  - ② 役員会が必要と認めた時。

(総会の進行ならびに議長)

第 14 条 総会の議事進行ならびに議長は、副自治会長があたる。

(総会の決議)

第 15 条 総会は会員数の半数以上（委任状含む）の出席をもって成立し、出席会員数の多数決による。可否同数の時は議長が決する。

(総会の決議事項)

第 16 条 総会は次のことを決議する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 本会の事業（計画・報告）ならびに会計（予算・決算）の承認。
- (3) 役員会が必要と認めた事項。
- (4) その他の重要事項。



## 荒見自治会役員選考規定

第1条 会則第8条の規定に従い、自治会長の選出はこの規定によって行なう。

第2条 選考委員会は自治会長、自治会長及び副自治会長経験者から2名、をもって組織し、自治会長が委員長に副委員長は委員の中から互選する。  
経験者の選出は自治会長がおこなう。

第3条 1選考委員会は委員長が招集し、これを主宰する。  
2会議は総会が開催される2箇月前には開始し、適宜開催する。  
3委員長は必要と認めるときは、構成員以外の会員を出席させることができる。

第4条 選考委員会は次の事務を行う。

- (1) 立候補者が不信任または立候補者がいない場合は、会員から選考委員会で推薦し、候補として6条の方法により選出する。
- (2) 副自治会長、総務、会計及び健康福祉部長については、自治会長の推薦または選考委員会の推薦とする。
- (3) その他選考委員会が必要と認めた事項。

第5条 1会長の選出は、本町に住民票を置き2年以上居住した会員の立候補者中より選出する。

2会長に立候補する者は、選挙管理委員会に届出なければならない。

第6条 投票は信任制とする。会則第15条の規定に従い、過半数をもって信任とする。

第7条 選挙管理委員はまちづくり推進委員3名とし、内1名は長となる。

選挙管理委員は次の事務を行う。

- (1) 選挙の公示（11月1日から11月7日）
- (2) 候補者届の受理および候補者の氏名の発表
- (3) 投票と開票の管理および投票の有効と無効の判定
- (4) 信任者の報告
- (5) その他選挙に必要な事項。

第8条 天神社の責任役員の選出は内規にもとづき、代表責任役員と自治会長が推薦し選考委員会の承認によって決める。

附則

この規定は平成25年4月7日から施行する。

平成29年4月1日から施行する。